

リスクアセスメント：有害性の指標〔ばく露限界値等の選択〕

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした政省令の改正が行われました。有害性のリスクアセスメントの定量的評価では、労働者のばく露濃度と有害性の指標〔ばく露限界値等〕と比較しリスクを見積ります。

有害性のリスクアセスメントの定量的評価でのばく露限界値等の選択について下記に示しました。

有害性のリスクアセスメントの定量的評価でのばく露限界値等の選択

選択時の優先順位	ばく露限界値等	備考（留意点）
①特別規則対象物質	管理濃度	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定の対象物質は、管理濃度を用いた評価〔管理区分〕からリスクを見積る。 特別規則対象物質は、濃度基準値が設定されない。（特別規則に基づく管理）
②濃度基準値設定物質	濃度基準値	<ul style="list-style-type: none"> 濃度基準値設定物質は、ばく露濃度が濃度基準値以下とすることが義務付けられている。 今後、許容濃度等のばく露限界値が設定されている物質について、順次濃度基準値が設定される。
③許容濃度等設定物質	許容濃度等	<ul style="list-style-type: none"> 日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWAなどのばく露限界値のうち、信頼性が高く、最も低い（有害性が高い）値を採用する。
④管理目標濃度設定物質	管理目標濃度	<ul style="list-style-type: none"> 管理目標濃度は、GHS分類に基づいた健康有害性の情報からばく露管理を行うための目安値。（CREATE-SIMPLEの管理目標濃度）

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定等
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト等
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270

株式会社 近畿エフサイエンス

中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666